

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとなりました。



●対象者

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方(その全部を支給しないこととされている方を除く。)
- ②公的年金給付等を受けていることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
※「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当
※児童扶養手当に係る支給制限限度額に該当する収入額未満の方に限る
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

●給付額

児童1人当たり 一律5万円

●申請方法

- ・上記①の対象者については申請不要です。県から5月末までに、児童扶養手当を支給している口座に振込み予定です。
- ・②又は③のいずれかに該当する対象者については、申請が必要です。申請用紙を窓口又は郵送でお渡ししますので、必要書類とともに、申請期限までにご提出ください。

令和4年2月28日(月)必着

※窓口での受付は土・日・祝日、年末年始を除く平日

お問い合わせ先:鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当:榎本 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

ひとり親家庭等医療費受給資格証の 更新について

ひとり親家庭等医療費の受給資格証の有効期限は毎年6月30日までになります。継続してひとり親家庭等医療費の受給対象となる方は、受給資格証の更新が必要です。受給資格証の更新対象となる方には事前に通知をお送りしますので、忘れずに受給資格証の更新手続きを行ってください。

なお、前年度に受給対象であった方も、前年分所得税が課せられた場合には非該当となりますので、ご了承ください。(非該当となる方には通知をお送りします。)

お問い合わせ先:鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当:榎本 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891